

平成27年6月7日は、 青森県知事選挙の投票日です。



“みんな揃って、
投票に参加しよう”

平成 27 年 5 月 19 日

鶴田町明るい選挙推進協議会
鶴田町選挙管理委員会

- 1.選挙の日時 平成 27 年 6 月 7 日（日）※投票時間は午前 7 時から午後 8 時まで
- 2.選挙の告示日 平成 27 年 5 月 21 日（木）
- 3.選挙権を有する者
（住所要件） 平成27年2月20日以前に住民票作成又は転入届をしている方
※平成27年 5月11日以後に町内（集落）異動した人は、異動前の投票区の投票所で投票することになります。
※平成27年2月20日以後に県内の他の市町村から転入届出をした方は、鶴田町以前の住所地の投票所へ証明書又は住民票の写しを掲示して、投票（期日前投票・不在者投票含む）することができます。ただし、証明書又は住民票の写しは、鶴田町へ申請して交付を受けて下さい。
（年齢要件） 平成 7 年 6 月 8 日以前の出生者
- 4.期日前投票・不在者投票
(1) 投票日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる方は、投票日前に投票できます。
(2) 役場に設ける期日前投票所（国際交流会館 1 階101研修室）では、告示日の翌日（5月22日）から投票日の前日（6月6日）まで投票できます。投票時間は午前8時30分から午後8時までです。
(3) 出稼ぎ中の方は、鶴田町選挙管理委員会に請求手続きをすれば、出稼ぎ先の選挙管理委員会で投票できます。請求用紙は、鶴田町選挙管理委員会で準備しています。
(4) 県の指定病院、老人ホーム等で投票する方は、病院等の事務局へ請求手続きをすることにより、投票できます。（町内では、鶴松園、湖水荘、鶴のまどいです。）
(5) 重度の身体障害者には、郵便等による不在者投票（在宅及び代理記載）ができます。投票用紙等の請求には、郵便投票証（鶴田町選挙管理委員会交付）の提出が必要です。請求用紙は、鶴田町選挙管理委員会で準備しています。
ただし、投票用紙の交付請求期限は6月3日（水）までです。なお、この証明書の交付を受けたい方は、身体障害の程度により判断いたしますので、鶴田町選挙管理委員会へお問い合わせください。
- 5.投票所入場券を発行しますので、投票（期日前投票含む）の際には、鶴田町選挙管理委員会より送付される入場券を持参してください。
- 6.投票所は次のとおりです。

投票区	町内	投票所名	投票区	町内	投票所名
1	派立、寺町、仲町、富士見町、公園通り、みどり町	鶴田町公民館	7	田の尻	田の尻文化センター
			8	稲元、米元、掛元	妙堂崎担い手センター
2	本町、駅前通り、田中町、桜町、文化通り、鷹ノ尾、相原町、強巻、駅東町、あさひ町	豊明館	9	野木	野木ふれあいセンター
			10	木筒、前中野、後中野、鶴寿団地	西中野文化センター
3	菖蒲川、鶴泊、大性	あやめふれあいセンター	11	中野、胡桃館、境	境・胡桃館ふれあいセンター
4	亀田、新田子	亀田新田子ふれあいセンター	12	山道	山道文化センター
5	大巻	大巻ふれあいセンター	13	松倉、横菰、沖	横菰ふれあいセンター
6	稲川、桂井、尾原、間山	廻堰文化センター	14	東瀬良沢、西瀬良沢	瀬良沢ふれあいセンター